

鳥取県告示第201号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第2項の規定に基づき、次のとおり特定鳥獣の狩猟の期間を延長する。

平成24年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 狩猟の期間を延長する特定鳥獣の種類 イノシシ及びニホンジカ
- 2 狩猟の期間を延長する区域 鳥取県全域
- 3 延長する狩猟の期間 平成24年11月1日から同月14日までの日、平成25年2月16日から同月28日までの日、同年11月1日から同月14日までの日、平成26年2月16日から同月28日までの日、同年11月1日から同月14日までの日、平成27年2月16日から同月28日までの日、同年11月1日から同月14日までの日、平成28年2月16日から同月29日までの日、同年11月1日から同月14日までの日及び平成29年2月16日から同月28日までの日